

私病協発 22-246

京療協発 22-004

平成 22 年 8 月 25 日

厚生労働大臣 長妻 昭 様

社団法人京都私立病院協会

会長 真鍋 克次

京都療養病床協会

会長 清水 純

要 望 書

時下、貴職におかれましては、厚生労働行政に多大なご尽力をされておられることに敬意を表します。

さて、介護療養型医療施設につきましては、自由民主党政権時の平成 17 年 12 月に突如として平成 23 年度末での廃止方針が示され、その後、目立った議論もなく、半年後の平成 18 年 6 月に国会で可決されました。平成 12 年 4 月に介護保険制度が始まって僅か 6 年余り、平成 13 年 3 月の第 4 次医療法改正で一般病床か療養病床かの選択が義務付けられ、一定の療養病床選択への政策誘導が図られて僅か 5 年余りでの方針転換であり、介護療養型医療施設の廃止は国民軽視の拙速な議論で進められたと言わざるを得ません。また、療養病床再編の方針が示された当初は、約 3,000 億円の削減効果が見積もられていましたが、果たして本当なのでしょうか。拙速に介護療養型医療施設の廃止が強行されることに対し、かねてから当協会では高齢患者への医療・介護に重大な影響をもたらすことを懸念し、厚生労働省に要望書を提出し、廃止の撤回を何度も訴え続けてまいりました。しかしながら、今もなお、見直しの気配が感じられないまま、ただいたずらに時が過ぎていくのみであります。

介護療養型医療施設は、既にご承知の通り、急性期病院・介護施設、在宅等からの慢性期患者の受け皿として、介護保険施設の中で唯一、高齢者医療と介護を一体的に支える役割を担ってまいりました。それゆえ、介護療養型医療施設は既に地域医療・地域ケアの一環として定着しており、廃止は介護療養型医療施設だけの問題に止まらず、急性期病院や救急医療、診療所、介護施設等にも波及し、地域医療全体の崩壊に繋がるのは必至です。一度、転換・廃止した病床は必要になっても元に戻すことは絶対に不可能であります。今後、更に高齢化が進んでいく中で介護療養型医療施設の需要が益々高まっていくのは火を見るより明らかであり、その数も減らしていくどころか、増やしていかねばなりません。

当協会は介護療養型医療施設の利益を守るためではなく、現場で患者に医療・介護を提供する側として、その患者の行き場がなくなり、医療難民・介護難民とならないように介護療養型医療施設の存続を切に願っております。医療も介護も提供できる体制が十分に整った介護療養型医療施設こそ、高齢患者とその家族が安心できる唯一無二の施設です。我々は介護療養型医療施設廃止の撤回を強く求めるとともに、地域医療、地域ケアの崩壊をくい止めるために以下の事項を要望します。

一 記 一

- ・平成23年度末での介護療養型医療施設の廃止については早急に撤回して頂き、その後十分な時間をかけて丁寧に検証して頂きたい。
- ・療養病床から転換した介護療養型老人保健施設（転換型老健）の人員基準では、現に介護療養型医療施設に入院している患者を見ることは困難である。特に医師の配置については、介護療養型医療施設と同様の配置とし、健全な経営ができる介護報酬を設定して頂きたい。

以上